

議員提出議案第 1 号

川崎市議会議会局設置条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 1 年 2 月 1 8 日

川崎市議会議長 錦 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋 崎 嘉 夫

” 潮 田 智 信

” 小 林 貴美子

” 竹 間 幸 一

” 宮 原 春 夫

” 矢 沢 博 孝

## 川崎市議会議会局設置条例

川崎市議会事務局設置条例（昭和37年川崎市条例第21号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定により、川崎市議会に事務局として、議会局を設置する。

### （定数）

第2条 議会局の職員の定数は、川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の定めるところによる。

### （委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

議会の事務局について、議会局とし、補佐機能の充実・強化を図るため、この条例を制定するものである。